

香川県再犯防止推進計画

令和3年3月

香 川 県

(令和6年1月一部変更)

はじめに

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少し、令和元年は約75万件と、ピーク時の3分の1を下回っています。

本県の刑法犯認知件数についても、平成15年をピークに年々減少傾向にあります。また、本県における再犯者数は、令和元年の刑法犯検挙者1,536人のうち733人で、再犯者率は47.7%と、ここ数年、約5割で推移しています。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、その背景には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者の中には、住居や就労先を確保できないまま、刑務所や少年院を出所する者がいることや、貧困、孤独、疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境などさまざまな生きづらさを抱えた者が、十分な支援を受けることができず、再び犯罪等を行ってしまうという実態があります。犯罪をした者等の立ち直りを支援する更生保護や再犯防止施策は、国の刑事政策の一環として行われていますが、犯罪をした者等が、地域において円滑に社会復帰する上で必要な支援を受けられるよう、県、市町、民間団体などが国と一丸となった取組を進めることができます。

こうした状況を受けて、本県の実情に応じ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていくため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「香川県再犯防止推進計画」を新たに策定しました。

今後、この計画に基づき、関係機関と連携しながら、就労・住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用の推進、非行の防止及び学校等と連携した修学支援などの再犯防止施策を推進してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、香川県再犯防止推進連絡協議会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに深く感謝いたします。

令和3年3月

香川県健康福祉部子ども政策推進局長

吉田典子

目 次

第1章 計画の目的	
1 計画の位置付け	1
2 基本方針	1
3 計画の期間	1
第2章 再犯防止に関する指標	
1 再犯防止に関する施策の成果指標	2
2 再犯防止施策の動向を把握するための参考指標	2
第3章 今後取り組んでいく施策	
1 就労・住居の確保のための取組	
(1) 就労の確保	5
(2) 住居の確保	8
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1) 高齢者又は障害のある者への支援	11
(2) 薬物依存を有する者への支援	13
3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援	17
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	21
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
(1) 民間協力者の活動の促進	25
(2) 広報・啓発活動の推進	26
6 国・市町・民間団体との連携強化	29
第4章 計画の推進体制	
1 推進体制	30
2 進行管理	30
参考資料	31

第1章 計画の目的

1 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

また、この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等のうち、支援が必要な者とします。

2 基本方針

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に設定されている5つの基本方針を踏まえて、本県の実情に応じ、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立をすることなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 国・市町・民間団体との連携強化

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

※ 国の再犯防止推進計画等の状況とともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ、適宜見直すこととします。

第2章 再犯防止に関する指標

1 再犯防止に関する施策の成果指標

再犯防止施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

(1) 刑法犯検挙人員数の再犯者数を、令和7年までに基準年の令和元年から20%以上減少させる。

基準値 733人（令和元年） → 目標値 586人（令和7年）

(2) 再犯防止推進計画を策定した県内市町（地方公共団体）の数を増やす。

基準値 1市町（令和元年） → 目標値 17市町（令和7年）

2 再犯防止施策の動向を把握するための参考指標

再犯防止施策を推進する上で、次に掲げる参考指標を設定し、施策の進捗状況を定期的に検証します。

(1) 就労・住居の確保

	基準値（令和元年）出典：法務省
協力雇用主数 ¹	233社
実際に雇用している雇用主数	22社
協力雇用主に雇用されている出所者数	32人
	基準値（令和元年）出典：法務省
保護観察終了時に無職である者の割合	34.6% 保護観察終了人数 179人 うち保護観察終了時に無職である者の数 62人
	基準値（令和元年）出典：法務省
県内の刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合	65人（18.0%） ※刑務所出所人員 362人

¹ 協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主。

	基準値（令和元年度）出典：法務省
更生保護施設 ² 及び自立準備ホーム ³ において一時的に居場所を確保した者の数	更生保護施設 111 人 自立準備ホーム 51 人
矯正就労支援情報センター（コラボワーク）相談受付件数（県内分）	基準値（令和元年度）出典：法務省矯正局調査 17 件

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進

	基準値（令和元年度）
特別調整 ⁴ により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数（出典：県障害福祉課）	33 人
薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及び割合（出典：法務省）	18 人 30.0%

（3）非行の防止及び学校等と連携した修学支援

非行の防止

	基準値（令和元年）出典：香川県警
犯罪少年検挙人員（刑法犯）	163 人
うち再犯者の数	63 人
犯罪少年検挙人員に占める再犯者の割合	38.7%

-
- ² 更生保護施設：保護観察を受けている人たちや刑務所から出所した人たちなどのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行う施設。
- ³ 自立準備ホーム：あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立を促す施設。
- ⁴ 特別調整：福祉サービス等を受ける必要があると認められ、その者が支援を希望しているなどの要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

保護司数及び保護司充足率

	基準値（令和2年）出典：法務省
県内保護司数	554人
県内保護司充足率 ⁵	93.9%
	基準値（令和元年）出典：法務省
“社会を明るくする運動” 行事参加延べ人数	12,727人

⁵ 保護司充足率：保護司数を保護司定数で割った比率。香川県の保護司定数は590人（令和2年1月時点）。

第3章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保のための取組

(1) 就労の確保

① 現状と課題

全国では、刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金⁶制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等のさまざまな施策に取り組んでいます。

本県においては、高松保護観察所に登録している協力雇用主は233社（令和元年10月1日現在）と、近年増加傾向にありますが、そのうち実際に雇用している協力雇用主は22社となっており登録協力雇用主と比べると少ない状況にあります。また、保護観察終了時に無職である者の割合は、令和元年では少年が10.4%に対し成年が34.6%となっており、少年に対し約3倍となっています。

② 具体的な取組

ア 就職に向けた相談・支援等の充実

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、協力雇用主への刑務所出所者等就労奨励金を給付しているほか、雇用を依頼した協力雇用主に対し保護観察官が相談に対応するとともに、必要があれば職場等に出向いて、雇用主や対象者本人と面談するなどフォローアップを行い、雇用の拡大に取り組みます。
- ・ 高松地方検察庁は、入口支援⁷として、刑事政策推進担当者を指名し、対象者本人が希望する場合には、公的な福祉機関へのつなぎ支援や、更生緊急保護⁸の措置を通じて高松保護観察所と連携した支援に取り組んでいます。就労意欲のある人が釈放される際には、更生緊急保護の措置を通じて高松

⁶ 刑務所出所者等就労奨励金：刑務所出所者等（刑務所出所者や少年院出院者、保護観察対象者）を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金。

⁷ 入口支援：受刑者等矯正施設収容者が出所する際に行われる支援を一般に「出口支援」と呼ぶのに対し、起訴猶予者や全部の執行猶予が付された者等、矯正施設に収容されることのない者に対する支援を「入口支援」と呼ぶ。

⁸ 更生緊急保護：刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた者（満期釈放者、起訴猶予者等）が、親族からの援助や公衆の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、保護観察所長が緊急的に実施する金品の貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。

保護観察所と連携した支援に取り組みます。

- ・ 高松矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク四国」）は、全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しており、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容している矯正施設を紹介します。また、県内の事業者からの相談等にも対応します。
- ・ 高松刑務所は、高松保護観察所や香川県就労支援事業者機構、高松公共職業安定所、コレワークなどと連携・協力しながら、高松保護観察所の推薦を受けた協力雇用主の協力を得て、所内の会社説明会を開催するなど、受刑者の在所中の就職内定が得られるよう取り組みます。

そのため、就労支援について、受刑者に広く周知させ、就労支援を希望する者のうち、前歴開示に同意する者については、所内での審査を経た上で、高松公共職業安定所に対し、就労支援協力依頼を行うほか、就労支援スタッフ（キャリアカウンセラー）のカウンセリング、ハローワーク職員の面接を受けさせ、出所時には「ハローワーク受付票」を交付し、出所後の就職活動に資するよう取り組みます。

また、在所中の者のうち、適当であると認められたものについては、職場体験も行います。

矯正処遇における「刑務作業」の一種類である職業訓練としては、建築科、内装施工科、小型建設機械科、ビジネススキル科を設けて、関連する資格を取得できるよう取り組みます。

なお、令和2年度から、高松公共職業安定所のハローワーク相談員が駐在しています。

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため、職業指導を実施し、各種の資格を取得させるほか、必要に応じて職場体験も行います。また、就労支援を希望する在院者に対しては、非常勤職員の就労支援スタッフによるキャリアカウンセリングを実施するとともに、ハローワーク及びコレワークと連携して職業相談や職業紹介、事業主との採用面接、職業講話などの在院者の希望に応じた支援を行い、在院中に内定を得られるように取り組みます。
- ・ 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）は、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行います。
- ・ 香川労働局は、高松刑務所や高松保護観察所などとの連携強化や、ハロー

ワーク職員の資質向上を目的とした経験交流会への参加、刑務所出所者等就労支援事業専用求人を活用した職業相談・職業紹介などに取り組みます。

- ・ 香川県更生保護協会は、刑務所出所者等が協力雇用主のもとに就労する際の身元保証制度の活用に要する費用を負担します。
- ・ 香川県社会福祉協議会は、県から生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業を受託し、県内町村部の自立相談窓口として、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者（刑務所出所者等を含む）の自立に向けた取組を開展します。
- ・ 香川県就労支援事業者機構は、再犯や再非行を防止することを目的とし、就労支援対象者へ雇用主の情報提供や相談、助言など各種支援に努めます。

【県の取組】

- ・ 障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、県・市町の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。
- ・ 地域若者サポートステーションの利用を紹介し、相談員による個別相談や臨床心理士による心理カウンセリングのほか、各種セミナーへの参加、職場体験等のジョブトレーニング等を通じて、就労に向けた支援を行います。
- ・ 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」への就労相談については、コレワーク四国をはじめ関係機関などとの連携を図ります。
- ・ 非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。
- ・ 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団からの離脱に向けて香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を開催するとともに、同協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行います。

イ 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 香川県保護司会連合会は、各保護司の人的ネットワークを活かすなどして、

地域の企業等に対して、犯罪をした者等の協力雇用主となるよう依頼します。

- ・ 香川県就労支援事業者機構は、協力雇用主の増加を目的に、雇用主についての情報提供や相談、助言などを行います。

【県の取組】

- ・ 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターにおいて、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。

ウ 関係機関・団体との連携強化

【県の取組】

- ・ 司法関係者と福祉関係者とが集まり、保護観察者や刑務所出所者等の就労についても情報提供や事例検討を行います。

(2) 住居の確保

① 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短くなっています。

こうした状況を踏まえ、国は、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めています。

しかし、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、地域社会で安定した生活を送るためにには、住居の確保が必要となります。身元保証人がいない、経済的に家賃の支払いが難しい、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないといった理由で適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

② 具体的な取組

ア 公営住宅への（優先）入居の促進

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ、更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組みます。

- ・ 高松地方検察庁は、入口支援に関し、帰住地のない人が釈放される場合には、更生緊急保護の措置を通じて高松保護観察所と連携した支援に取り組みます。
- ・ 高松刑務所は、出所時に帰住地のない受刑者に対して、その希望等により、更生保護法で規定された「保護カード」⁹を出所時に交付して、保護観察所に行き、支援を求めるよう指導します。

また、満期釈放で出所時に帰住地のない者に対しては、四国内の更生保護施設等への帰住希望があれば、希望地の所管保護観察所と連携して、更生保護施設又は自立準備ホームに受入可能かどうか調整します。
- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、障害のある在院者や帰住地のない在院者について、保護観察所や地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携して少年院在院中から必要な調整を行い、出院後の支援や希望地の更生保護施設等へ帰住させるように取り組みます。
- ・ 香川県保護司会連合会は、矯正施設の仮釈放者がスムーズに社会復帰を果たせるよう、高松保護観察所と連携して、保護司が、釈放後の帰住先の調査や引受け人との話し合い、就職の確保などを行い、必要な受入態勢を整える生活環境調整を行います。
- ・ 更生保護施設讃岐修斎会は、犯罪や非行をした人で適当な居住先のない人たちを収容し、宿泊・食事の提供と日常の生活指導・就労指導等を行い、再び犯罪に陥ることのないよう援助します。

また、入居者が自立を迎える時に、協力雇用主先での居住確保、また不動産業者の紹介等スムーズに住居確保ができる体制を整えています。
- ・ 香川県地域生活定着支援センターは、高齢者や障害のある人のうち、円滑な社会復帰のために特別の配慮や保健医療・福祉サービス等の支援が必要な人に對して、福祉施設等への入所等の調整を行います。

【県の取組】

- ・ 県営住宅の入居者資格は、前居住地を要件としておらず、また、単身入居も30歳以上から可能であるなど、入居要件の緩和を行っており、出所者でも入居しやすい仕組みとしているほか、連帯保証人については、令和2年4月より、生活保護受給者や社会福祉協議会等の支援を受けている者について免除する制度を開始しており、福祉との連携による入居支援に取り組みます。

⁹ 保護カード：矯正施設から出所するときなどに釈放者が更生緊急保護の必要があると認められる場合、釈放者が更生緊急保護を希望する場合に刑事施設等において渡すカードのこと。

- ・ 生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金として、離職又は廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失った人や住居を失うおそれのある人（一定基準以下の収入資産等の要件を満たす必要があります。）に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。相談や申請は各市町の自立相談支援機関で受け付けます。

イ 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松矯正管区及び四国地方更生保護委員会は、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対するセーフティネット機能の強化に向け、四国地方整備局や四国厚生支局などと連携し、情報交換を行います。

【県の取組】

- ・ 市町や関係団体などと協働しながら、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、居住支援協議会を設置しています。また、毎年、協議会を開催し関係団体に周知・協力依頼を行います。
- ・ 保護観察対象者等や関係機関・団体に対して、新たな住宅セーフティネット制度に関する問合せ先や募集状況などについて、県ホームページをはじめ、広報媒体を通じて分かりやすく情報提供することに努めます。

ウ 更生保護施設等による援助

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組の一環として、令和元年10月8日から、満期出所が見込まれ、帰住先が確保されていない受刑者について、刑事施設と連携し、刑事施設在所中から更生保護施設等への受入れを事前調整する試行を行っています。
- ・ 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）においては、地方検察庁における入口支援への協力として、対象者の同意の下で各種心理検査等を行います。

【県の取組】

- ・ 刑務所から出所した後、行き場のない支援対象者に一時的な居場所を提供するとともに、速やかに福祉サービス等につなげられるよう取り組みます。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者への支援

① 現状と課題

全国的に見ると、高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を行っています。

出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁は、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等への支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組（入口支援）を行っています。また、県は、国の地域再犯防止推進モデル事業を3年間（平成30年度から令和2年度）受託し、香川県地域生活定着支援センターが入口支援に取り組みました。

しかし、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整等の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があることなどの課題があります。

② 具体的な取組

ア 保健医療・福祉サービスの提供

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松地方検察庁は、入口支援に関して、高齢や障害などにより福祉的支援が必要と認められ、本人も支援を希望する場合には、例えば、釈放される場合には更生緊急保護の手続により高松保護観察所と連携した支援に取組んでおり、また、同手続によることができない場合には、社会福祉士から助言を受けるなどして、公的な福祉機関につなげる取組を行います。
- ・ 高松刑務所は、高齢又は障害により特に自立が困難と思われる受刑者に対し、社会福祉士による面談を実施することにより、対象受刑者が利用可能な福祉的

支援の種類等の説明を行うとともに、対象受刑者が必要とする支援を把握するなど、特別調整に必要な調査を行います。

特別調整を受けるための要件を満たすと認めた場合は、特別調整候補者として選定し、高松保護観察所において特別調整対象者としての認定を受けた者については、その円滑な社会復帰のため、必要に応じて障害や要介護の認定を在所中に受けるなどしながら、香川県地域生活定着支援センター等の協力を得て、帰住希望地の福祉施設への入所等を調整します。

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、在院者の福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士による面接を継続的に行い、特別調整のほか、療育手帳等の取得に係る支援を行います。

また、必要に応じて処遇ケース検討会を開催し、関係機関との情報共有を行うほか、帰住先施設を見学したり、出院後も職員がケア会議に出席するなど、支援を行います。

- ・ 更生保護施設讃岐修斎会は、高齢者・障害者等福祉的支援を要する者も積極的に受け入れ、常勤の社会福祉士職員が必要な支援を受けられるよう関係機関と調整を行うことによりスムーズな社会での自立を援助します。
- ・ 香川県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業による支援に取り組みます。

また、地域における広域的な取組として、県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携協働し、ネットワークを生かした総合相談や居場所づくり、居住支援、新しいサービスの開発などに取り組みます（香川おもいやりネットワーク事業）。

【県の取組】

- ・ 支援対象者に関する情報を関係機関内で共有し、居場所の確保や金銭管理などをを行うとともに、支援対象者の心身や生活の状況を踏まえ、速やかに福祉サービスにつなげられるよう取り組みます。

イ 関係機関・団体との連携の強化

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、香川県「罪を犯した高齢・障害者の地域生活定着支援」連絡協議会を開催し、香川県地域生活定着支援センターをはじめ、関係機関・団体の参加を得て、矯正施設出所後に円滑に支援が受けられるよう取り組みます。

- ・ 高松刑務所は、県の社会福祉士会等福祉関係団体に働き掛けを行い、刑務所の見学や研修会を開催し、高齢又は障害により特に自立が困難と思われる受刑者等に対する配慮や福祉的支援の必要性を紹介するなどして、その理解を深める取組を行います。
- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、関係機関の職員に対して施設参観を行い、少年院における処遇の実情について理解を深めていただく機会を設けています。

【県の取組】

- ・ 矯正施設や高松保護観察所、香川県地域生活定着支援センターの三者で2か月に1回協議を行い、支援対象者に関する情報を共有し、速やかに福祉サービスにつなげられるよう取り組みます。

(2) 薬物依存を有する者への支援

① 現状と課題

全国での覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えており、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあり、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

② 具体的な取組

ア 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 県内矯正施設及び高松保護観察所は専門的プログラムの実施やガイドラインの作成、引受人・家族会の実施、地域支援連絡協議会の開催などに取り組みます。
- ・ 高松刑務所は、特別改善指導として、対象者全員に「薬物依存離脱指導」を実施し、さらに、対象者を選定した専門プログラムにおいて、自助グループのメンバーを招いてグループワークを中心とした薬物依存からの回復を目指した指導を行います。
また、精神保健福祉センターや依存症専門医療機関などの医療機関、ダルク、N Aなどの自助グループの役割を示し、釈放後も継続した支援を受けられるよう情報提供を行います。
- ・ 四国少年院は、薬物非行防止指導の重点指導施設に指定されており、西日本

の少年院から対象者を受け入れ、専門家や民間の自助グループの協力を得ながら指導を行っています。少年院仮退院後の継続的な指導を行うため、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所へ引き継ぎます。

- ・ 丸亀少女の家は、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある在院者に対して、専門家や民間の自助グループの協力を得て、薬物非行防止指導を行います。

【県の取組】

- ・ 各保健所において、来所相談や訪問、電話などにより、適切な相談支援を行うとともに、保護観察所や更生保護施設と連携し、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を行います。
また、平成 29 年度に「依存症相談拠点」として精神保健福祉センターを選定しており、相談支援に取り組んでいます。
- ・ 各保健所、薬務課に相談窓口を設置し、薬物等の依存に関する悩みを抱えている者やその家族等への相談支援を行います。
- ・ 通院による精神医療を継続的に必要とする症状をお持ちの人に対して、自立支援医療費の支給を行います。
- ・ 各保健所及び精神保健福祉センターにおいて、必要な場合は、本人の意向を確認の上、薬物依存からの回復を支援するリハビリ施設や自助グループを紹介します。
- ・ 起訴後勾留されている薬物事犯検挙者に対し、警察庁作成の薬物再乱用防止資料「相談してみませんか」を提供し、担当職員が薬物依存症等について教示したり、薬物依存からの回復を支える関係機関を紹介する等、再乱用防止に向けた取組を推進します。

イ 関係機関との連携

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松矯正管区は、四国地方更生保護委員会と協力し、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催することで、刑事施設及び保護観察所双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、指導担当者による刑事施設と保護観察所との効果的な連携を図ります。
- ・ 高松刑務所は、平成 27 年に法務省・厚生労働省から発出された「薬物依存

のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、高松保護観察所が開催する薬物依存のある保護観察対象者等に係る地域支援連絡協議会に参加し、当所での取組や実情を紹介し、情報の共有を行います。

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つとともに処遇情報の引継ぎを図るため、薬物非行防止指導の結果を保護観察所に伝達します。また、精神保健福祉センター等の関係機関に協力を求め、在院者に対し、依存の問題等の相談機関に関する情報を提供します。
- ・ 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）は、精神保健福祉センターや保護観察所などと連携して、薬物依存を抱える対象者に対してプログラムや面接等による支援に取り組みます。

【県の取組】

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、支援者を対象とした研修を開催するほか、嘱託医や庁内関係者などでケース会議を開催しています。
また、高松保護観察所が開催する地域支援連絡協議会に出席し、薬物依存のある犯罪をした者等に対するより効果的な支援策の推進に積極的に協力します。
- ・ 県における薬物乱用対策を推進するために設置された「香川県薬物乱用対策推進本部（本部長：知事、副本部長：健康福祉部長、国県の関係機関の長）」を中心に関係機関と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取り組みを推進します。

ウ 薬物事犯者の家族に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、薬物非行を行った在院者の保護者に対して、香川県精神保健福祉センターなどに協力を依頼し、薬物依存に関する保護者講習会を行います。また、今後の関わり方等について職員面接を行うほか、在院者が出院した後も、その保護者等からの相談を受け付けます。

【県の取組】

- ・ 来所相談や訪問、電話などにより、適切な相談支援を行うとともに、専門機関を紹介し、必要な支援体制の構築を行うほか、精神保健福祉センターにおいて、依存症者をもつ家族を対象としたグループワークと依存症家族教室を開催します。

- ・ 保健所において、薬物事犯者の家族に対して、薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などに関する相談支援を適切に行います。

エ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

【県の取組】

- ・ 国や薬務課から送付される資料を活用し、薬物依存や乱用について普及啓発活動を行います。
- ・ 覚醒剤、大麻等の薬物乱用を防止するため、県民、特に若年層を中心に薬物乱用防止教室を実施するなど、薬物乱用防止について正しい知識の普及・啓発を実施するほか、香川県薬物乱用防止対策連絡協議会（県内4地区）を中心とした啓発活動を行います。
また、薬物等の依存症患者や家族などが必要な支援を受けられるよう、広く県民を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発事業を行います。
- ・ 薬物乱用防止の意識高揚を図るため、学校における生徒、教職員及び保護者を対象とした薬物乱用防止教室や地域住民を対象とする講習会を開催したり、官民一体となった街頭キャンペーンに参加したりするほか、インターネット等の各種媒体を活用した広報啓発活動を行います。

3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援

① 現状と課題

全国的には、ほとんどの者が高等学校等（高等学校や高等専門学校など）に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年度の少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校等に進学しています。

本県における令和元年の少年の検挙補導人員（刑法）は、163人であり、戦後最少となりました。しかし、犯罪少年（刑法）における再犯者の割合は38.7%（全国平均は34.0%）となり、ここ最近は全国平均を上回る状態が続いている。

少年を取り巻く環境が変化している中、非行の未然防止や早期対応の充実を図るとともに、非行の繰り返しを防ぐため、非行をした少年に対する施策の充実が求められています。

② 具体的取組

ア 児童生徒の非行の未然防止

【国及び関係機関・団体の取組】

- 四国少年院及び丸亀少女の家は、学校関係者に対し、非行をした少年の特徴や少年院の処遇の実情について理解を深めるため、施設参観や研究授業への参加の機会を設けます。また、依頼があれば、学校等における研修や児童生徒に対する講話に、職員を講師として派遣します。
- 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）は、学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関への具体的援助等（面接の実施や事例検討会議への参加など）に取り組みます。
- 香川県BBS連盟は、“社会を明るくする運動”に参加しているほか、地域の子どもたちの健全育成を目的にさまざまなイベントを企画します。また、非行防止活動として、児童自立支援施設を訪問し、遊びや学習支援を通してより良い対人関係を経験する機会を持てるような活動を行います。

【県の取組】

- 全ての公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーへの支援を行い、さまざまな悩みを抱える児童生徒及び保護者に対しての相談支援体制の充実を図ります。
- 高等学校においては、すべての県立高校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒や保護者に対する相談支援の充実に努め

ます。

- ・ 県教育センターにおいて、電話相談や来所相談等により、悩みを抱える児童生徒及び保護者への適切な相談支援を行います。
- ・ まもなく刑事责任年齢（14歳）を迎える中学1年生を対象に、専門家による法教育を行い、生徒が社会のきまりを守り、社会的に自律できるように促します。
- ・ 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、「香川県学校・警察相互連絡制度」を活用するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制の構築に努めます。
- ・ スクールサポートチーム（SST）や生徒指導担当教員に対し、少年鑑別所の職員が少年非行の動向について講話するなど、連携・協力関係の充実を図ります。
また、県警察本部と連携し、小学4年生と6年生及び中学2年生を対象とした非行防止教室を開催し、学校内外において非行の未然防止に努めます。
- ・ 学校が行う非行防止及び犯罪被害防止のための教育を支援するため、スクールサポーターが、万引きの防止やネットの安全利用を中心に非行防止教室を行います。また、「非行少年を生まない社会づくり」の推進のために中学生を中心としたマナーアップリーダーズ活動に取り組みます。

イ 学校と連携した修学支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、少年院出院後に中学校への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している在院者を修学支援対象者として選定し、学校と連携して修学に向けた支援を行います。
- ・ 香川県保護司会連合会は、“社会を明るくする運動”を行うほか、保護観察所や関係団体と連携して、非行防止をテーマに「中学校生徒弁論大会」及び「小・中学生作文コンテスト」を開催し、広報啓発に取り組んでいます。また、高松保護観察所と連携し、各地区保護司会において、学校、地域と一体となり「公開ケース研究会」を毎年開催しているほか、各地区保護司会の保護司を中心に、関係者との連絡協議会や、登下校時の声かけ運動を行います。
- ・ 香川県BBS連盟は、非行のない社会環境づくりのため、高松保護観察所が

行う公園の美化活動などの社会貢献活動に協力します。

- ・ 香川県更生保護協会は、“社会を明るくする運動”に参加・協力しているほか、高松保護観察所や関係団体と連携して、非行防止をテーマに「中学校生徒弁論大会」及び「小・中学生作文コンテスト」の開催に協力し、広報・啓発に取り組みます。

【県の取組】

- ・ 保護観察対象者が在籍している学校に、スクールサポートチーム（S S T）を派遣しや学校と保護司、保護観察所などが緊密に連携して立ち直りを支援します。
- ・ 高等学校等に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が高等学校等への入学を希望した場合において、矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な支援や配慮を行います。
- ・ 中学校と家庭裁判所との連絡会を開催し、問題行動を起こした生徒に対する効果的な立ち直り支援を行います。
- ・ 少年サポートセンター及び中讃少年サポートセンターに少年相談電話を設置し、相談及び支援を行います。

ウ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、出院後に中学校への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、復学先の学校と連携したり、在院者が希望する修学に関する情報を提供したりして、重点的に修学支援を行います。
- ・ 香川県B B S連盟は、「ともだち活動」として、保護観察所から依頼のあった少年の良きお兄さんお姉さんとして、より良い関係を再学習し自己肯定感の獲得や自信をもって社会の一員として生きていくための適切な信頼関係の構築ができるように関わっています。また、児童自立支援施設（斯道学園）の少年たちと、スポーツや学習支援、年1回の交流会などを行います。

【県の取組】

- ・ 矯正施設に入所する者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合において、矯正施設と連携し、入学者や編入学の選抜手続等において必要な配慮を行

います。

- ・ 高等学校等を中途退学した非行のある少年が学び直しを希望する場合、高等学校等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業として、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生等（中学校卒業後に高校未進学の者又は高校を中退した者で高校への進学を目指す20歳未満の者を含みます。）を対象に自宅訪問による学習指導や、高校進学等の進路選択その他の教育及び就労に関する支援などを行います。併せて、就学継続等の支援が必要な世帯に対しては、子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行います。
- ・ 非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、大学生ボランティアによる学習支援活動を行います。

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

① 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況などの対象者それぞれの特性を把握した上で、適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していくことが求められています。

また、被虐待児が大人になって児童虐待を引き起こし、被害者が加害者になる事例もみられることから、被害者への支援が重要となっています。

② 具体的な取組

ア 少年・若年者に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- 四国少年院及び丸亀少女の家は、在院者の特性に応じた処遇を実施するため、家庭裁判所や少年鑑別所の意見を踏まえて個人別矯正教育計画を策定し、矯正教育を体系的・組織的に行うとともに、社会復帰支援に取り組みます。

また、本人が抱える事情に応じて特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育や薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、交友関係指導、家族関係指導）を行うほか、問題行動指導や被害者心情理解指導、保護関係調整指導等などを行うことにより、本人の有する具体的な問題性の改善を図ります。

- 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）は、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案するほか、他の支援機関の紹介を行います。

また、非行や犯罪行為、学校などのトラブル、交友関係などに関して、学校等関係機関や児童・生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組みます。

【県の取組】

- 児童相談所において、警察や学校などと連携し、児童や保護者を対象として、児童虐待や非行等などについて相談を行います。
- 非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、社会体験活動を行います。

イ 女性の抱える問題に応じた支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 丸亀少女の家は、在院者の多くが虐待の被害経験や、性被害による心的外傷といった精神的な問題を抱えていることなどを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（アサーションやマインドフルネスなど）を行います。

【県の取組】

- ・ 子ども女性相談センターは児童相談所及び婦人相談所であるほか、配偶者暴力相談支援センターの機能も有しております、子育てやDVなどに関するさまざまな相談を受け、状況に応じて適切な支援を行います。
- ・ 児童虐待とDV事案は、表裏一体の関係であると考え、事実関係を詳細かつ正確に把握し、相談者の生命・身体の安全を第一とした対応（犯罪捜査と行政措置の並行検討）に努めています。また、公費負担制度を活用し、被害者の一時的な避難場所としてホテルへの宿泊を支援します。

ウ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たり、法務省矯正局作成の「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用するほか、身体機能の向上を図るためのトレーニングを行っています。また、発達障害やその疑いのある者に関する職員研修を行うほか、社会福祉士の知見を活用して、在院者個々の必要性に応じた支援を行います。

エ 性犯罪をした者に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、性犯罪を防止するための体系化された手順による専門的処遇プログラムを行います。
- ・ 高松矯正管区は、四国地方更生保護委員会と協力し、「性犯罪者処遇プログラムにおける矯正・保護実務者研究協議会」を開催することで、刑事施設及び保護観察所双方のプログラムの実施状況等を踏まえて討議し、指導担当者のプログラム実施に資する知識、技能の向上及び刑事施設と保護観察所との効果的な連携を図ります。
- ・ 高松刑務所は、性犯罪者に対し、「性犯罪再犯防止指導」を行い、性犯罪につ

ながる認知の偏りなどの自己の問題性を認識し、再犯しないための具体的な方法を習得するよう取り組みます。

- ・ 四国少年院は、不同意わいせつや不同意性交等の性犯罪や、下着の窃盗など性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を行います。指導の結果については、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所へ引き継ぎを行います。

【県の取組】

- ・ 13歳未満の少年・少女に対して、不同意わいせつや不同意性交等などの暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された人のうち、警察庁において指導等の措置が必要と判断される対象者に対して、1年に2回以上の面談により、所在の確認を行います。

また、再犯リスクが特に高い対象者については、その実情に応じてより頻繁に面談を実施し、再犯防止に向けた助言・指導を行うとともに、要望に沿った各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなど、必要な支援を行います。

才 暴力団員の社会復帰に向けた支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松刑務所は、暴力団関係者に対し、「暴力団離脱指導」を実施し、香川県暴力追放運動推進センターの協力を得て、暴力団の反社会性を認識させ、暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の排除及び離脱意思の醸成を図るなどの取組を行います。また、受刑者本人から、暴力団離脱手続を希望する申出があった場合で、真摯に離脱意思が認められる者については、所属する暴力団を所管する都道府県警察本部宛てに、援護措置依頼を行います。

【県の取組】

- ・ 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団からの離脱に向けて香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を開催するとともに、同協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行います。また、香川県暴力追放運動推進センターにおいて、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。

力 対人暴力事犯者に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松刑務所は、対人暴力事犯者に対し、「暴力防止プログラム」を実施し、暴力を振るうことなく生活できるよう、非暴力への動機付けを高め、暴力へ至る

自己のパターンを認識させるとともに、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付ける指導を行います。

- ・ 高松保護観察所は、暴力犯罪を防止するための体系化された手順による専門的処遇プログラムを行います。

キ ストーカー加害者に対する支援

【県の取組】

- ・ 被害者への接触防止のための措置として、ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。

また、精神医学的な治療や心理学的なカウンセリング等を受ける意思があるストーカー事案の加害者について、地域精神科医療医師等と提携し、加害行為が精神疾患によるものであるかを判別し、その疾患に応じた適切な治療等へとつなげることにより、一層のストーカー事案の発生抑止を図ります。

ク アルコール事犯者等に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松刑務所は、アルコール依存が認められる者、不適切な飲酒から犯罪行為をじゃっ起した者に対し、「アルコール依存回復プログラム」を実施し、自己の飲酒の問題性を理解するとともに、アルコールの依存から回復するための指導を行います。
- ・ 高松保護観察所は、飲酒運転を防止するための体系化された手順による専門的処遇プログラムを行います。

ケ 高齢又は障害を有する者に対する支援

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松刑務所は、高齢又は障害を有するなどの理由により円滑な社会復帰に向けて各種制度の利用が必要と認められる者に対し、「社会復帰支援指導」を実施し、香川県や高松市の関係部署、社会福祉法人等の協力を得て、出所後必要に応じて福祉支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを図ります。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

① 現状と課題

県内では、犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会などの更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

また、更生保護法人をはじめとするさまざまな民間団体による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われています。

地域社会における「息の長い」支援を確保する上でも、こうした活動の一層の促進が望まれます。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題があります。

また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、再び社会の一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止に関する施策は、県民にとって必ずしも身近でないため、十分に認知されているとはいえないという課題があります。

② 具体的な取組

ア 民間協力者の活動に対する支援の充実

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、県下の9保護区全てに保護司の活動拠点としての更生保護サポートセンターを設置しています。保護司と連携した保護観察中の者に対する指導監督及び補導援護並びに矯正施設に収容中の者の社会復帰を図るための生活環境の調整の実施に取り組みます。
- ・ 高松刑務所は、被収容者の希望に基づき、教誨師による教誨や宗教上の儀式行事、篤志面接委員による教養や趣味に関するクラブ活動に参加する機会を設けます。
- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、在院者が抱えるさまざまな困難や課題を解決し、その心情安定を図るため、篤志面接委員による面接相談、教養や趣味に関する指導を行います。また、教誨師による協力を得て、在院者が宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教上の教誨を受ける機会を設けます。更生保護女性会との交流について協力を得ており、研修における実情紹介などにより連携を深

めます。

- ・ 香川県保護司会連合会は、「少年の主張香川県大会」の共催による啓発活動や保護司を対象とした研修会の開催などに取り組みます。
- ・ 香川県更生保護女性連盟は、“社会を明るくする運動”への参画や、更生保護施設讃岐修斎会における食事の提供や寄付、丸亀少女の家や少年院、少年鑑別所などとの交流会に参加や協力をています。
- ・ 香川県更生保護協会は、更生保護団体への金銭的支援や機関紙による広報・啓発活動を行います。
- ・ 香川県BBS連盟は、非行あるいは社会適応に悩む少年少女とのともだち活動や“社会を明るくする運動”への参加、児童自立支援施設の訪問による学習支援や交流などを行います。

【県の取組】

- ・ 非行少年として取り扱いのあった少年について、立ち直り支援活動の一環として、少年警察ボランティアと連携した社会体験活動を行います。

(2) 広報・啓発活動の推進

① 現状と課題

犯罪をした者等が社会に復帰するためには、犯罪をした者等が、自ら改善に向けて努力をすることは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となるよう支援していくことが重要です。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は県民にとって必ずしも身近なものではなく、関心と理解が十分に進んでいない状況にあります。今後、社会復帰を支援する民間協力者や地域の理解を図っていくために、例年7月に行われる、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを目指す“社会を明るくする運動”における街頭啓発や講演等の普及活動や非行防止教室をはじめとする活動を通じ、再犯防止に関する関心と理解を深めていく必要があります。

② 具体的な取組

ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 法務官署（高松保護観察所、高松地方検察庁、高松矯正管区、高松刑務所、四国少年院、丸亀少女の家、高松少年鑑別所）は、再犯防止推進法第6条に定

める再犯防止啓発月間（毎年7月）において広報・啓発を図るとともに、同じく7月が強調月間である“社会を明るくする運動”を推進します。

- ・ 高松矯正管区は、香川県内において、法務省が主催する「四国再犯防止シンポジウム」の開催により、国の施策や取組内容のほか、地方公共団体等との連携事例等の周知を行います。

- ・ 高松刑務所は、“社会を明るくする運動”的一環として、刑務所敷地内で矯正展を開催した際に、来場者の皆さんに刑務所内見学をしていただくほか、再犯防止に向けた矯正処遇についての取組の広報をはじめ、刑事施設が行っている施策の紹介を行っています。

また、地域の商業施設の協力を得て、小規模の矯正展を開催し、刑務作業製品の展示や即売を通じて刑務作業の意義についても広報を行います。

- ・ 高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）は、非行防止教室等の地域援助活動に取り組みます。

- ・ 香川県保護司会連合会は、「中学校生徒弁論大会」、「小・中学生作文コンテスト」の実施及び“社会を明るくする運動”的新聞広告による啓発活動に取り組んでいるほか、“社会を明るくする運動”強調月間を中心に、更生保護女性連盟やBBS会と街頭広報活動、街頭パレード、チラシ等の配布、ミニ集会など、広く県下全域で広報活動を行います。

また、高松保護観察所を始め、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、県下9保護司区全てにおいて更生保護サポートセンターを運営します。

さらに、市町の協力を得て保護司確保に向けたPRを行うほか、県や市町のホームページ、広報誌、各種会議などあらゆる機会を通じて保護司の活動をお知らせします。

- ・ 香川県更生保護女性連盟は、“社会を明るくする運動”や、更生保護施設讃岐修斎会の行事や寄付、矯正展などへ参加します。

- ・ 香川県更生保護協会は、更生保護団体への助成や機関紙を発行します。

- ・ 香川県BBS連盟は、“社会を明るくする運動”への参加やTwitterへの投稿、会員獲得のための広報・啓発活動・イベント等を行います。

【県の取組】

- ・ “社会を明るくする運動”を関係機関と連携して行うとともに、県民の再犯防止に対する理解と関心を深めるため、再犯防止啓発月間においてポスター掲示を行います。

イ 民間協力者に対する表彰

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松保護観察所は、更生保護事業の功績が顕著な保護司や更生保護女性会員、BBS会員、更生保護法人役職員及び協力雇用主並びに民間団体を、法務大臣表彰や四国地方更生保護委員会委員長表彰などの候補者として推薦を行います。

また、「安心安全まちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」における「再犯の防止等に関する活動」に係る表彰候補者について、法務省に推薦します。

- ・ 高松矯正管区は、矯正施設が推薦した表彰の候補者を選考し、高松矯正管区長表彰の候補者について表彰するとともに、法務大臣表彰の候補者について法務省に推薦します。

また、「安全安心まちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」における「再犯の防止等に関する活動」に係る表彰候補者について、法務省に推薦します。

- ・ 高松刑務所、四国少年院、丸亀少女の家は、矯正事業の功績が顕著な篤志面接委員や教誨師、民間篤志家、民間団体を、法務大臣表彰や高松矯正管区長表彰などの候補者として推薦します。

【県の取組】

- ・ 県更生保護功労者顕彰式において、更生保護事業功労者へ知事感謝状を贈呈し、国の更生保護事業への協力を行います。

6 国・市町・民間団体との連携強化

① 現状と課題

犯罪をした者等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていないなど、地域社会で生活する上でさまざまな生きづらさを抱えている人も多く存在し、中には複数の要因を抱えている人もいます。

国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組が行われてきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られており、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、県民を対象として提供されている各種サービスを通じて行われることが想定されています。

犯罪をした者等の社会復帰や地域への定着を実現するためには、1つの機関や団体が対応するだけでは不十分であり、専門知識や経験を有する機関や団体と連携する必要があります。

② 具体的な取組

ア 再犯防止を推進するための協議会等の設置

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松刑務所は、特別調整の要件を満たさない場合であっても、出所後の医療や福祉制度の利用につなげるため香川県地域生活定着支援センターや高松市地域包括支援センターの協力を得ながらの調整を行います。

【県の取組】

- ・ 「香川県再犯防止推進協議会」を継続して設置し、再犯防止の課題について協議を行います。

イ 地域の関係機関・団体に対する情報提供

【国及び関係機関・団体の取組】

- ・ 高松地方検察庁は、入口支援として、支援対象者を高松保護観察所や福祉機関へつなぐ取組を実施しますが、その際には、福祉機関が支援を行うのに必要な情報について、個人情報の適切な取扱いに十分に配慮するなど、適切に情報を提供します。

- ・ 高松矯正管区は、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定について、高松保護観察所をはじめとする法務官署と連携し、県内市町に対して同計画策定に必要な情報提供等の支援を行います。

- ・ 高松刑務所は、出所後に帰住地のない受刑者に対しては、その希望により、更生保護法で規定された「保護カード」を出所時に交付して、保護観察所に行き、支援を求めるよう指導します。

また、精神障害者については、精神保健福祉法第26条の規定に基づき、漏れなくその帰住地を管轄する地方自治体に対して通報を行い、必要な措置が取られるよう連携を図ります。

- ・ 四国少年院及び丸亀少女の家は、在院者に対して行った指導や支援などに関する情報、そのほか関係機関が支援を行うために必要な情報について、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、情報提供を行います。特に、仮退院後に福祉機関につなげることが相当と認められる在院者については、在院中に福祉施設の見学を実施するなどして、より具体的な情報提供を行います。また、職員を研修会の講師として派遣し、処遇の方法や支援に関する知見を提供します。
- ・ 更生保護施設讃岐修齊会は、当施設を退所した者の就労面・生活面・再犯面等のさまざまな悩みの相談を受けるフォローアップ事業を行います。

【県の取組】

- ・ 福祉サービスについての情報を県ホームページにまとめ、随時最新の情報を更新し、支援を必要とする対象者への情報提供を図るとともに、国と連携し、市町における再犯防止推進計画の策定に関する情報提供に努めます。

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政で構成する「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進めます。

2 進行管理

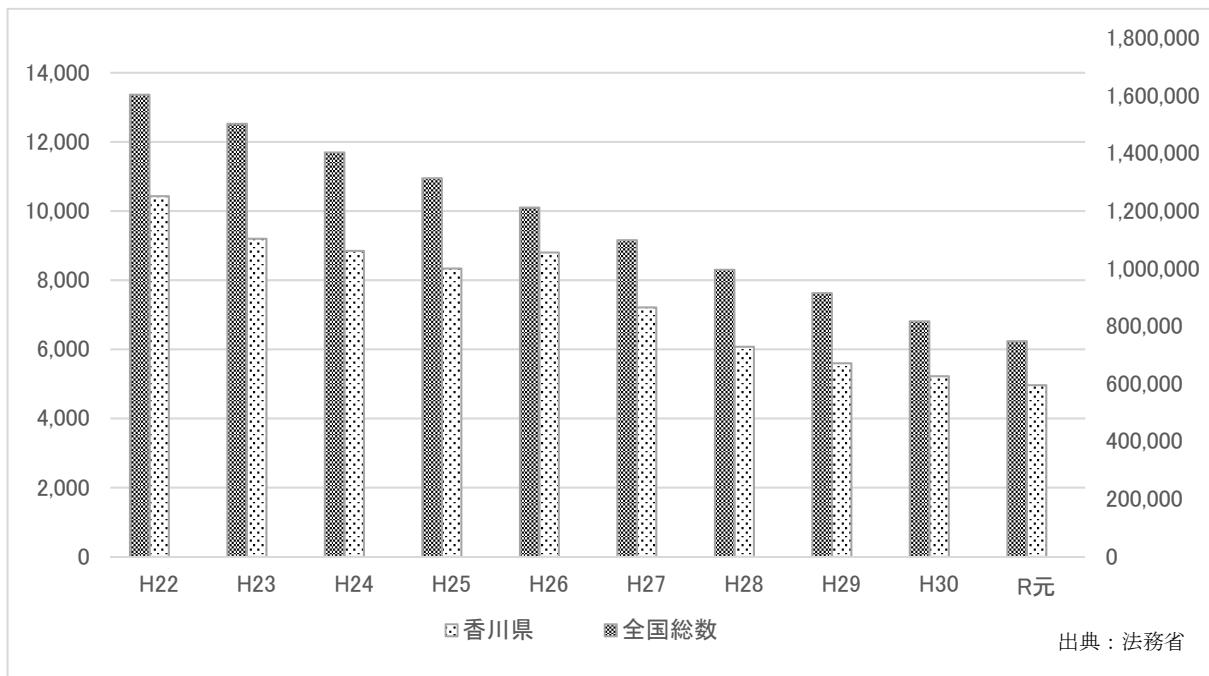
「香川県再犯防止推進計画」の推進にあたっては、「香川県再犯防止推進連絡協議会」において、地域再犯防止推進モデル事業の実績や、本計画の成果指標や参考指標などの数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢や財政状況なども踏まえ適宜見直しを行います。

参考資料

再犯防止を取り巻く現状等のデータ

1 基礎データ

(1) 刑法犯認知件数（全国、香川県）

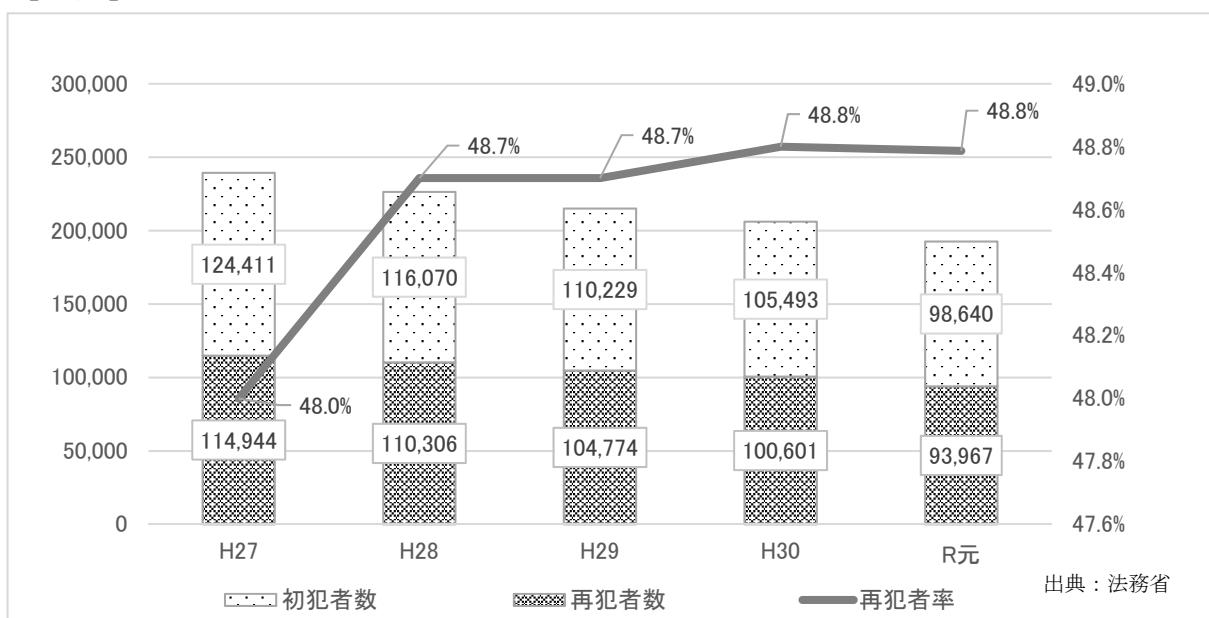


	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国総数	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559
香川県	10,432	9,198	8,849	8,340	8,802	7,212	6,075	5,600	5,222	4,962

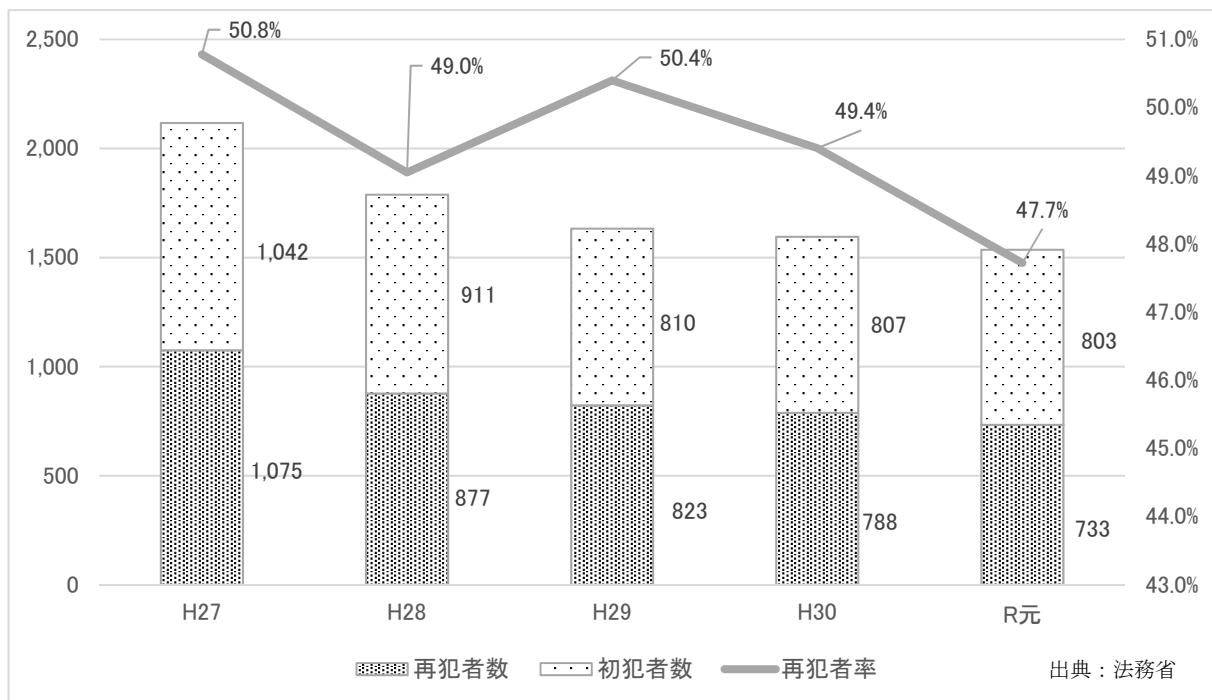
○ 全国、香川県とも刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和元年は平成 22 年と比べ約半分になっています。

(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国、香川県）

【全国】

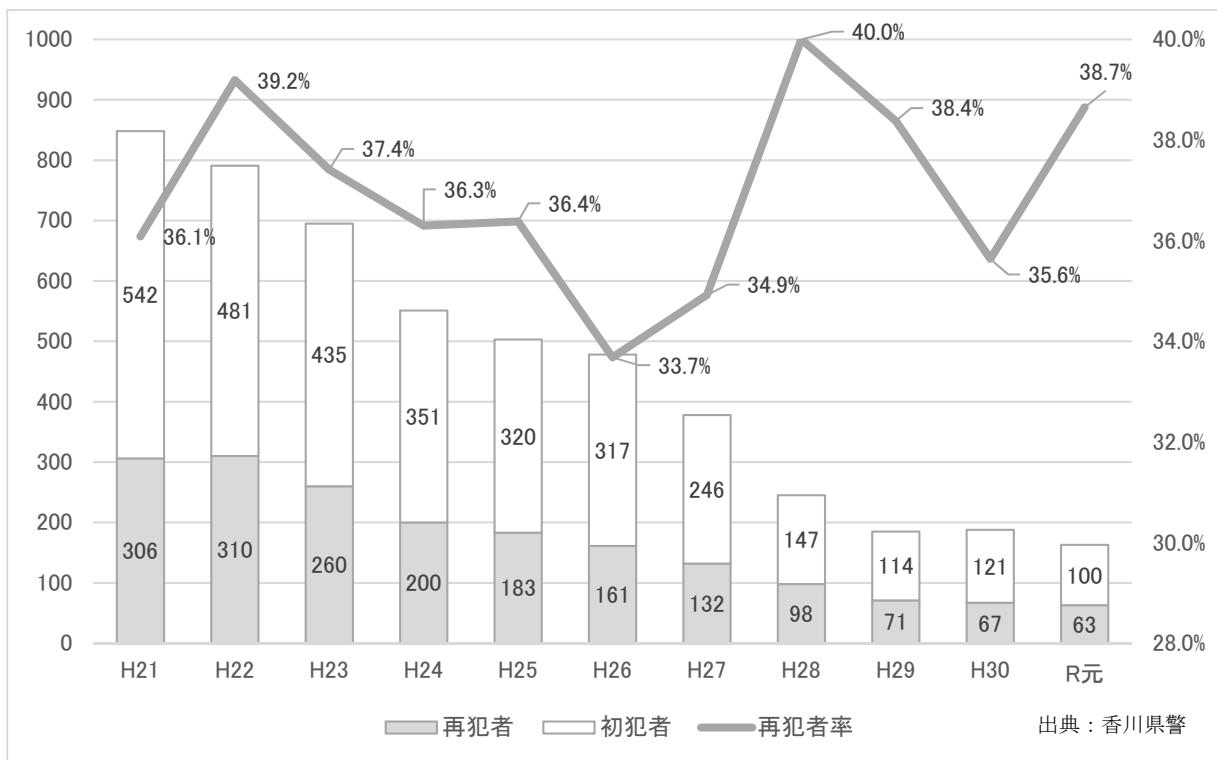


【香川県】



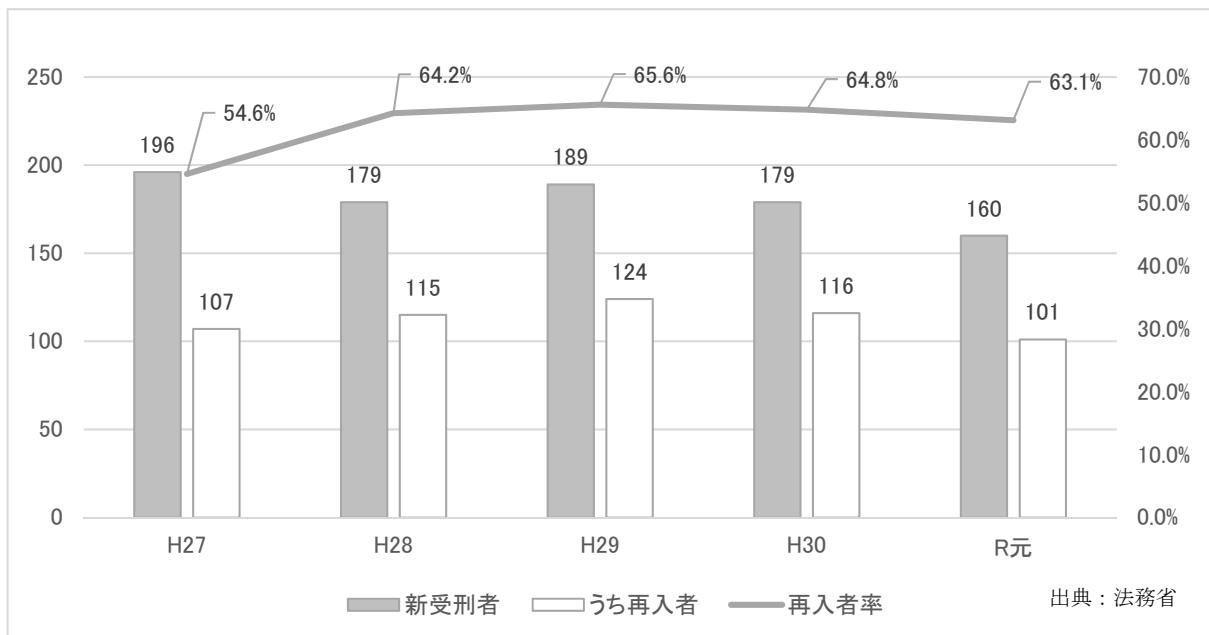
- 刑法犯検挙者中の再犯者数は、全国、香川県とともに、初犯者、再犯者とも減少していますが、再犯者率は約 50%前後で推移している状態にあります。

(3) 犯罪少年（刑法）の再犯者数及び再犯者率（香川県）



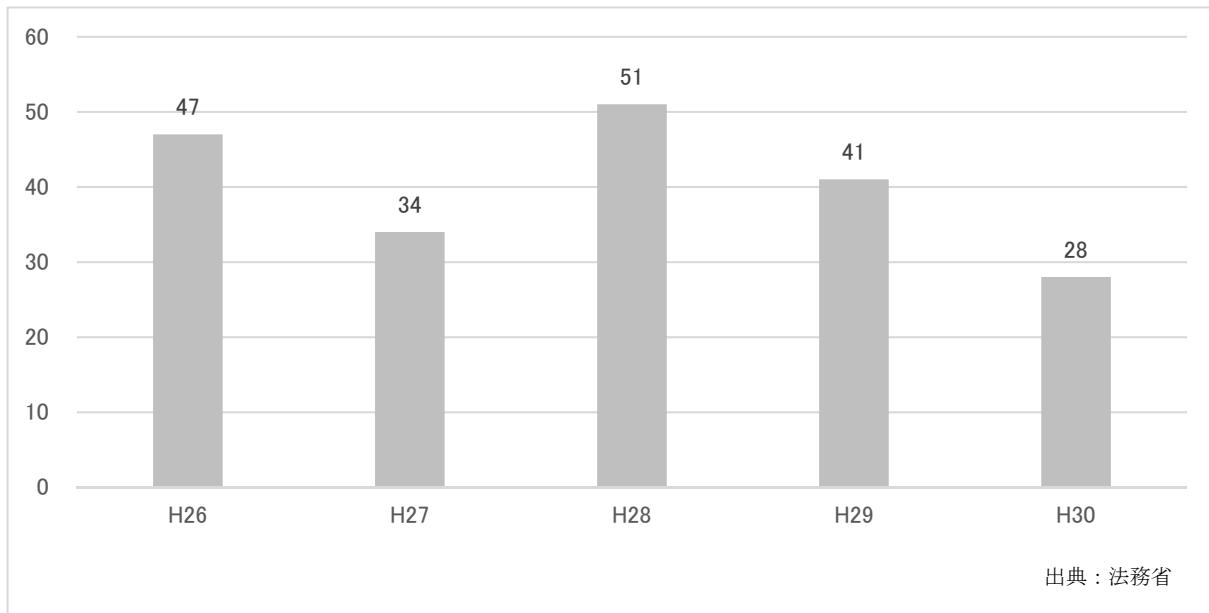
- 犯罪少年の総数は年々減少しているものの、初犯者に比べ再犯者の減少割合が小さいことから、再犯者率は約 4 割前後の推移となっています。

(4) 新受刑者中の再入者数及び再入者率（香川県）



- 県内の新受刑者数は刑法犯検挙者数の再犯者同様、減少傾向にありますが、再入者数は新受刑者数ほど減少していないことから、再入者率には大きな変化が見られません。（新受刑者：各年中に新たに入所する受刑者、再入者：2度以上刑事施設に入所する者。）

(5) 出所受刑者の2年以内再入者数（香川県）

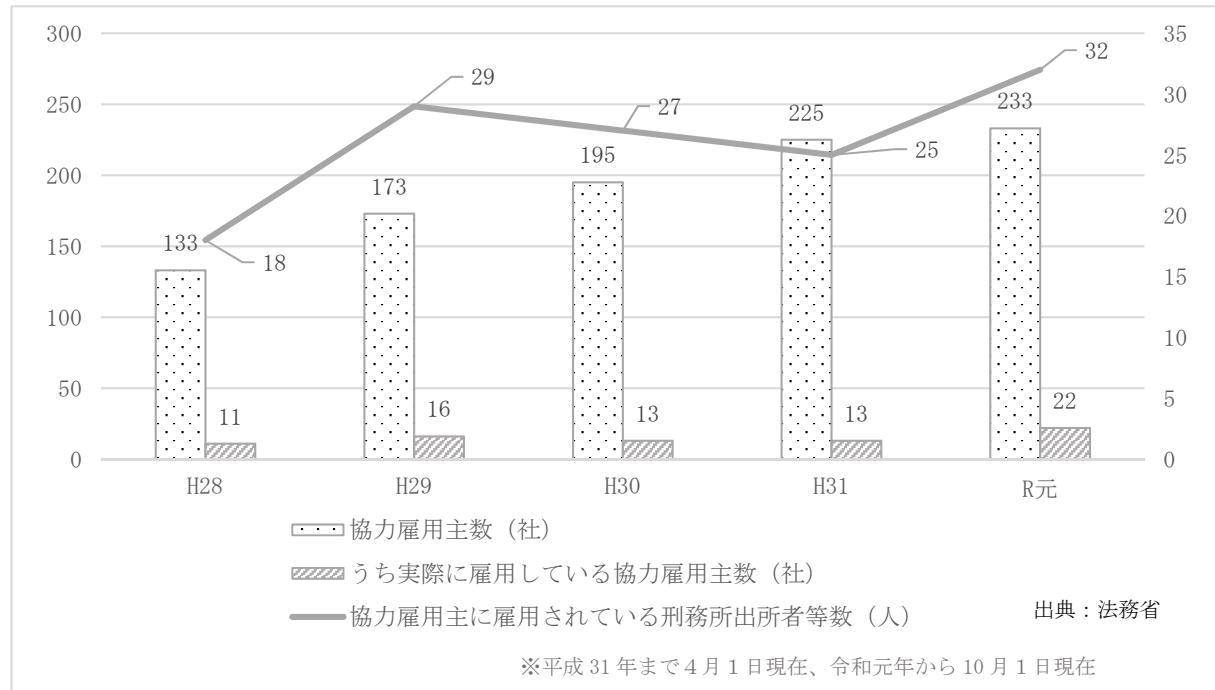


- 香川県における出所受刑者の2年以内再入者数は減少傾向にあります。

2 各課題の状況

就労・住居の確保等関係

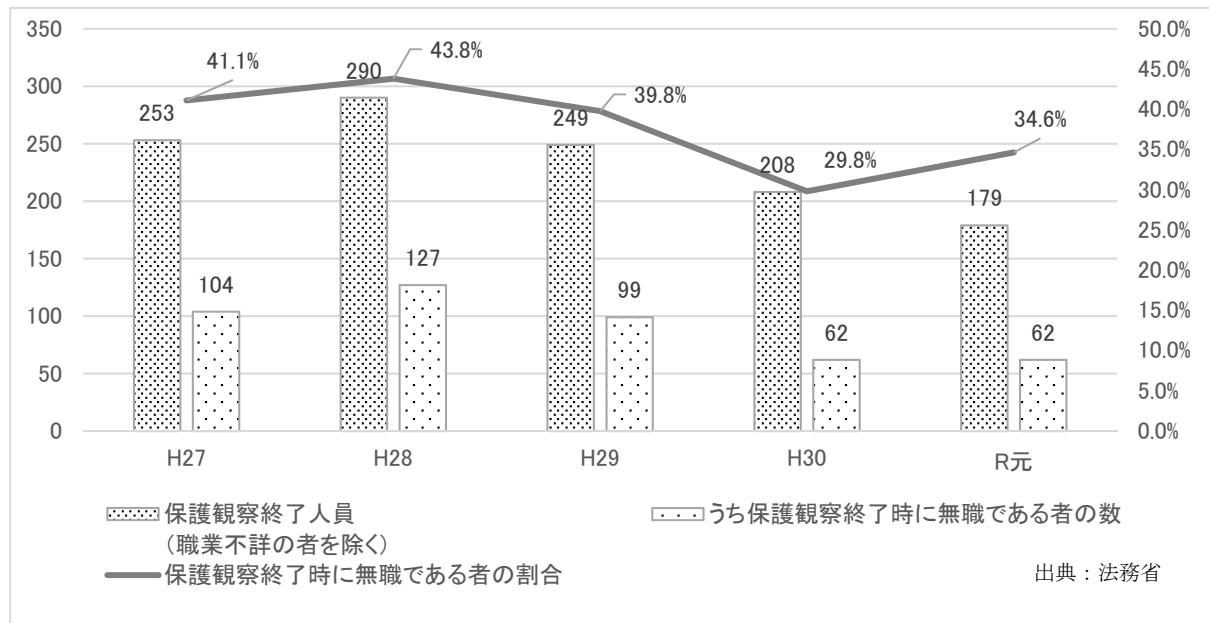
(1) 協力雇用主数と協力雇用主に雇用された刑務所出所者等数（香川県）



- 香川県における協力雇用主数は年々増加しており、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数も増加傾向にあります。

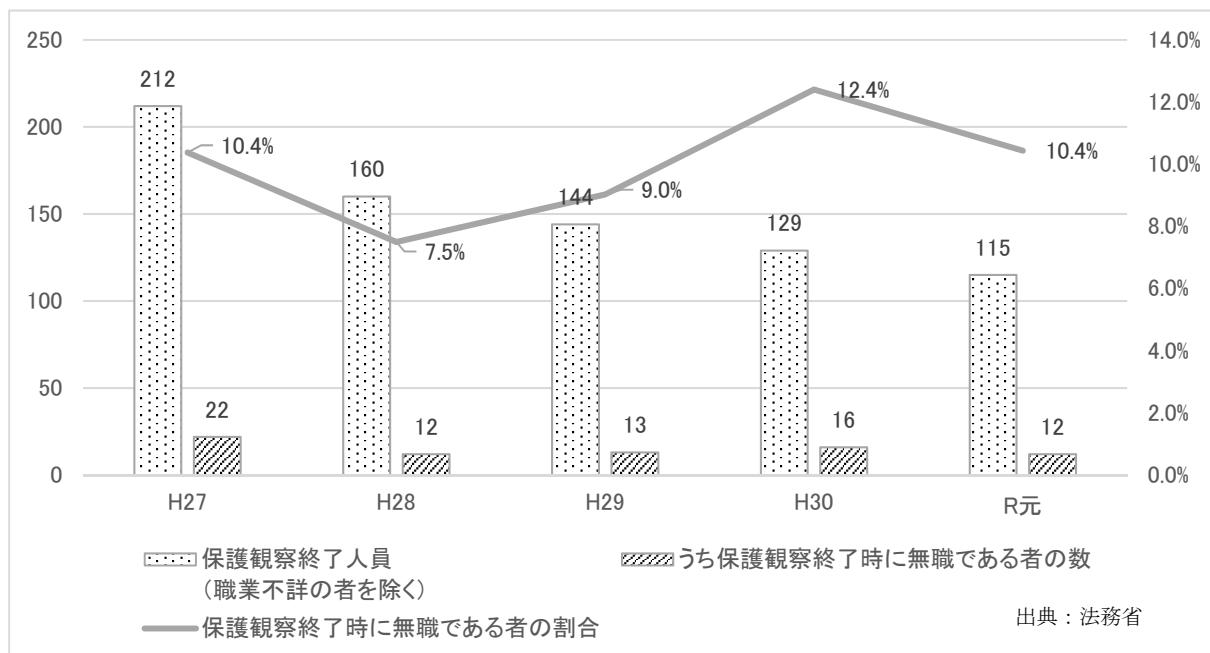
(2) 保護観察終了時に無職である者の割合（香川県）

【成年】



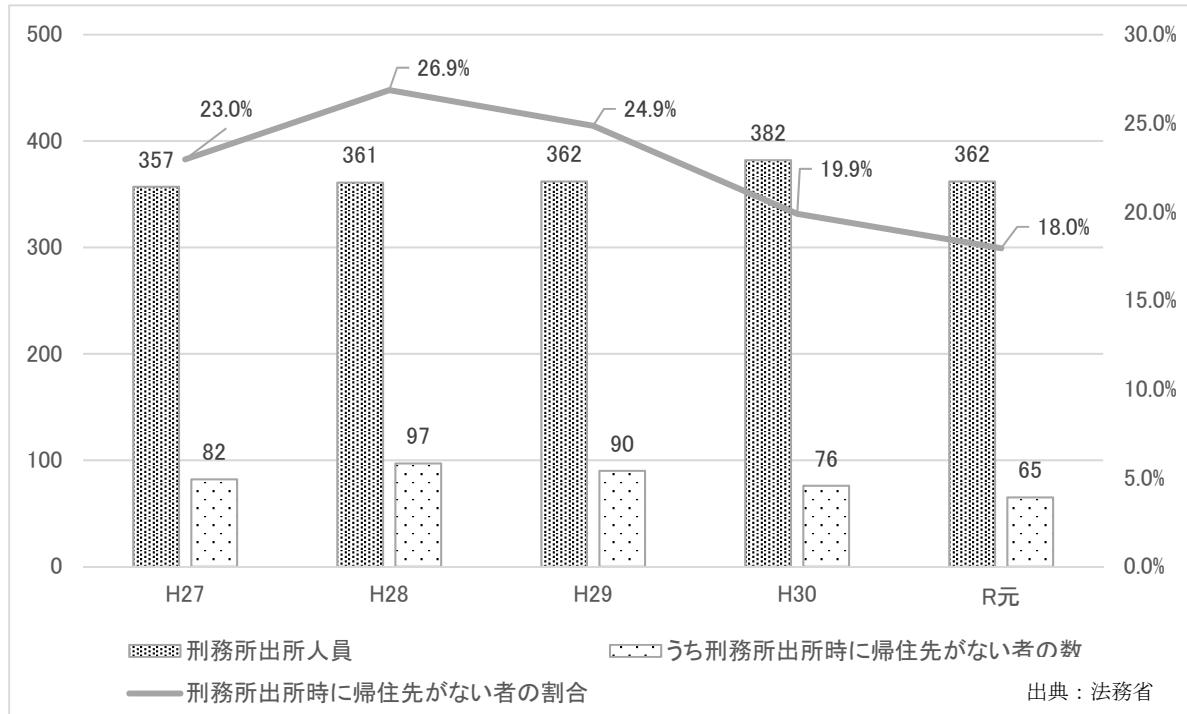
- 保護観察終了時に無職である成年は、平成 28 年以降減少傾向にあります。

【少年】



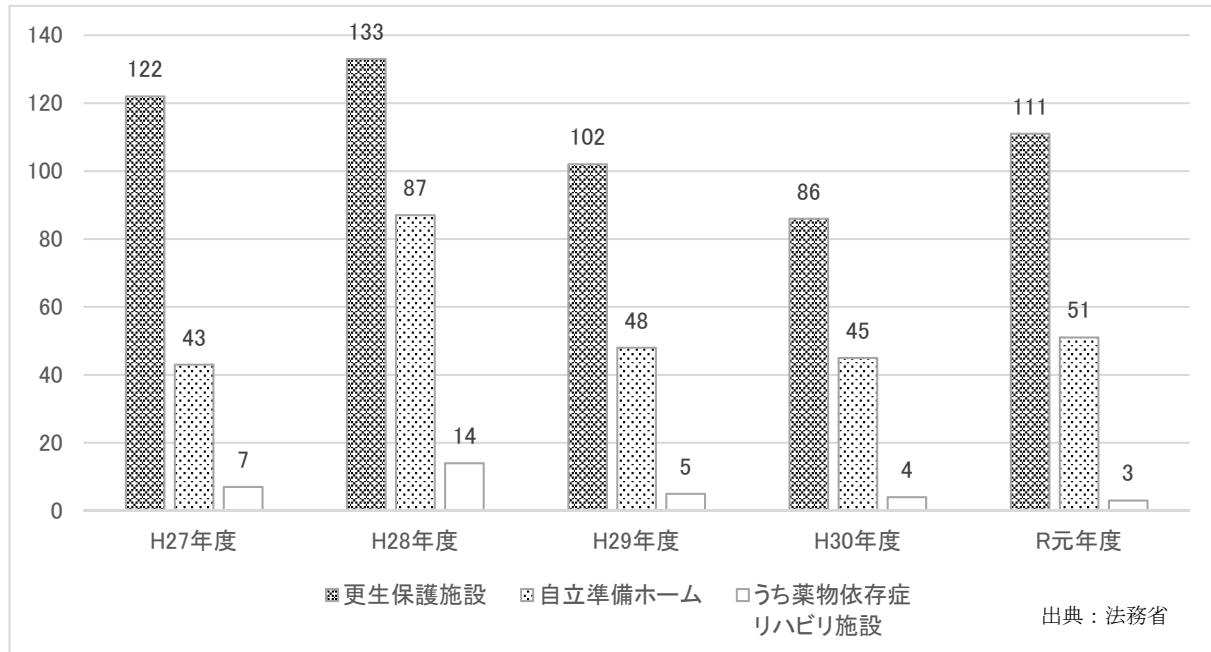
- 保護観察終了となる少年は年々減少していますが、保護観察終了時に無職である少年の割合は1割前後で推移しています。

(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（香川県）



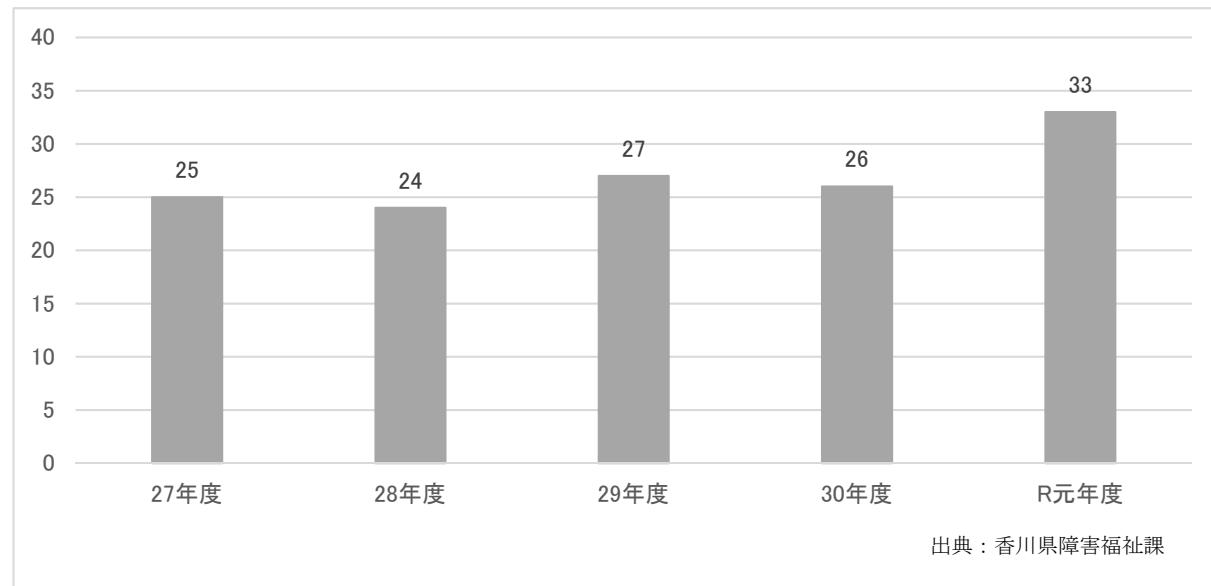
- 刑務所出所人員数は横ばいとなっていますが、刑務所出所時に帰住先のないまま満期釈放により出所した者の数は、減少傾向にあります。

(4) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
(香川県)



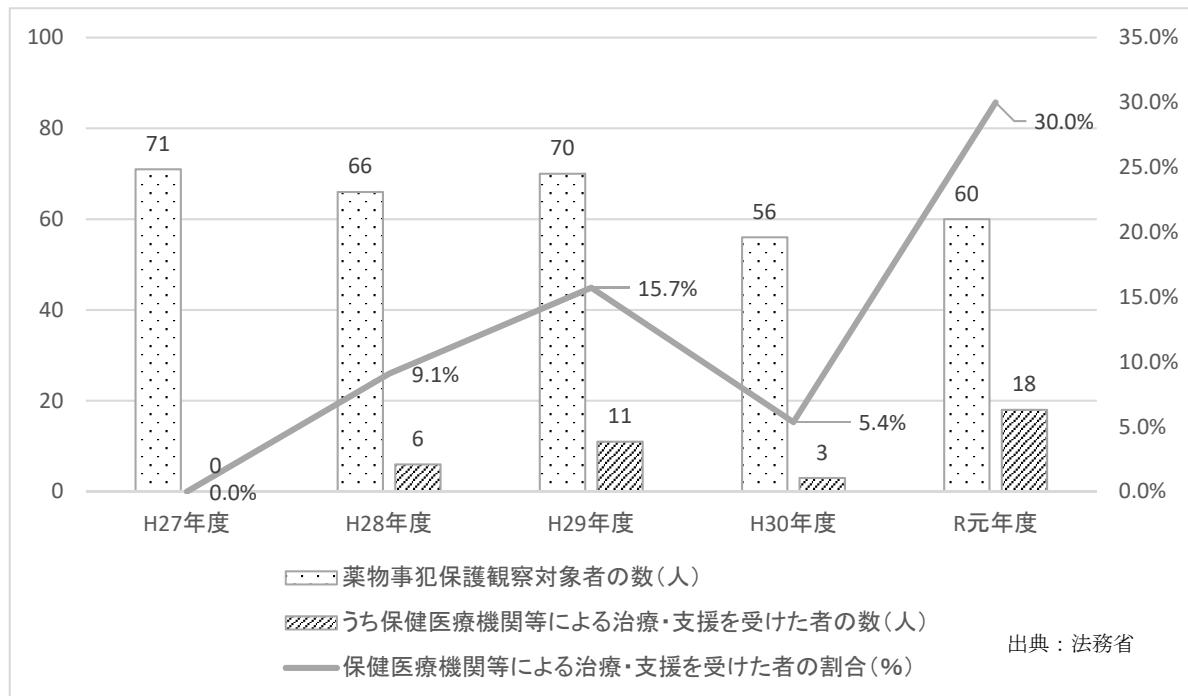
保健医療・福祉サービスの利用の促進関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用調整を受けた人数



- 特別調整により福祉サービスの利用調整を受けた人数は増加傾向にあります。

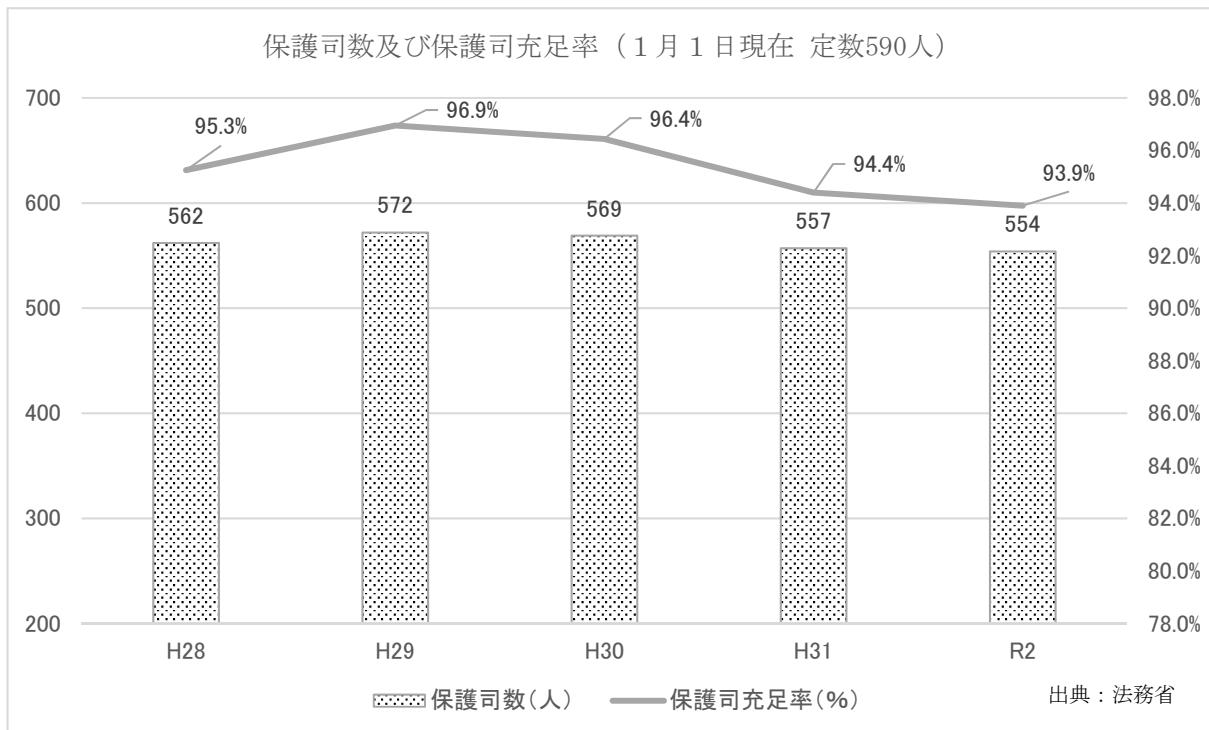
(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数・割合



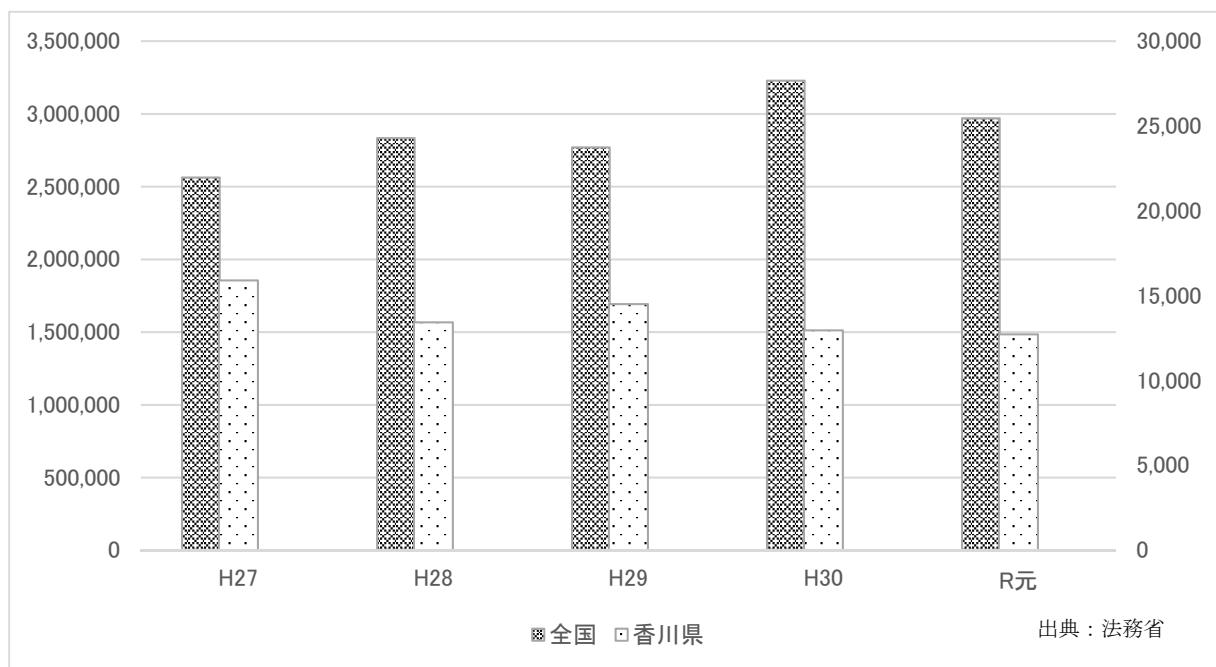
- 薬物事犯保護観察対象者の数は減少傾向にありますが、そのうち保健医療機関等による治療・支援を受けた者は徐々に増加しています。

民間協力者の活動の促進

(1) 保護司数及び保護司充足率（香川県）



(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数（全国、香川県、過去5年）



	H27	H28	H29	H30	R元
全国 (人)	2,563,333	2,833,914	2,769,306	3,228,710	2,969,544
香川県 (人)	15,906	13,431	14,507	12,964	12,727

○ 全国では参加人数は増加傾向にありますが、香川県では減少傾向にあります。